

(仮称) 新郡山布引高原風力発電所

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

2022 年 4 月

株式会社ジェイウインド

## 目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所 .....	1
(4) 縦覧期間 .....	1
(5) 縦覧者数 .....	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催 .....	2
(1) 開催日時及び場所 .....	2
(2) 出席住民数 .....	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間 .....	2
(2) 意見書の提出方法 .....	2
(3) 意見書の提出状況 .....	2
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	3

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和4年1月27日（木）

#### (2) 公告の方法

令和4年1月27日（木）付の日刊新聞紙「福島民報（朝刊）」及び「福島民友新聞（朝刊）」に掲載した。（別紙1参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。

- ・電源開発株式会社 ホームページ（別紙2-1参照）

<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

※福島県及び会津若松市のホームページにも方法書の縦覧に係るお知らせを掲載した。

（別紙2-2及び2-3参照）

#### (3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す6か所にて縦覧を実施した。（別紙3参照）

また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・福島県庁 生活環境部環境共生課（福島県福島市杉妻町2-16）
- ・郡山市役所 環境部環境政策課（福島県郡山市朝日一丁目23-7）
- ・郡山市 湖南行政センター（福島県郡山市湖南町福良字家老9381-2）
- ・会津若松市役所 市民部環境生活課（福島県会津若松市栄町5-17）
- ・会津若松市 湊市民センター（福島県会津若松市湊町大字共和字西田面50）
- ・天栄村役場 産業課（福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78）

#### (4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和4年1月27日（木）から令和4年2月28日（月）まで
- ・縦覧時間：開庁時間に準ずる。

なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

#### (5) 縦覧者数

縦覧者数は1名であった。

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の二の規定に基づき、方法書の記載事項を周知させるための住民説明会を実施した。

### (1) 開催日時及び場所

関係地域を対象に、以下に示す3か所にて住民説明会を実施した。(別紙4参照)

住民説明会の開催日時及び場所

開催日時	開催場所
令和4年2月25日(金) 午後6時30分～午後8時	天栄村 大平集会所 (福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字持石54)
令和4年2月26日(土) 午前10時30分～正午	郡山市 湖南公民館 (福島県郡山市湖南町福良字家老9390-4)
令和4年2月26日(土) 午後3時30分～午後5時	会津若松市 湊公民館 (福島県会津若松市湊町大字共和字西田面45)

### (2) 出席住民数

出席住民総数は8名であった。

## 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

令和4年1月27日(木)から令和4年3月14日(月)まで  
(郵送の受付は、当日消印有効とした。)

### (2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた(別紙5参照)

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

### (3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は3通30件であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は3通30件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	<p>(1)対象事業実施区域における鳥類の生息状況について</p> <p>(仮称)新郡山布引高原風力発電所に係る環境影響評価方法書(以下、方法書という)について、貴社が設定する対象事業実施区域(以下、計画地という)は、環境省レッドリストで絶滅危惧IB類かつ国内希少野生動植物種に指定され、福島県レッドリストにも絶滅危惧IBとして記載されているクマタカの生息地と重なることが予想されることから、風力発電施設(以下、風車という)の建設により衝突死(以下、バードストライクという)及び生息地放棄が発生する可能性が高い。また、計画地にはサシバやハチクマなどの希少猛禽類の渡り経路が存在するが、それに対して障壁影響等が発生することが懸念される。</p> <p>計画地及び周辺は、保安林や生物多様性を保全する緑の回廊が設定されている自然環境の豊かなところである。しかし、計画地がある尾根上に貴社の既設風力発電所と他事業者の風力発電所が南北に並び、さらに他事業者の計画地がある状態では、生息する動物への影響が大きくなるものと考え。今回計画されているリプレイス事業は既存のものより大型の風力発電機を尾根上に広範囲(300ha)に多数基(19~29基)設置するもので、既存の基数よりは減るものの、自然環境に与える影響は変わらず大きいと考える。</p> <p>以上のことから、(仮称)新郡山布引高原風力発電所事業の計画は見直すべきである。なお、後述の(2)以下に現地調査を行う場合の注意点を述べるが、ここでの意見は、前述の立場に立ったうえで方法書の記載内容について述べるものであり、準備書の段階に進むことを容認するものではない。</p>	<p>ご指摘のとおり、クマタカをはじめ、本事業の周辺には重要な鳥類等の生息が確認されており、事業を継続することにより、バードストライクが発生する可能性は否定できません。このため、現地調査によりこれらの鳥類の飛翔状況を把握し、バードストライクが生じるリスクを定量的に予測したうえで、事業計画への反映を検討します。</p> <p>また、本事業は既設風力発電所の範囲とほぼ同位置での計画となっていることから、新たな生息地放棄の発生や渡り経路への障壁影響が増加する可能性は小さいものと考えていますが、現地調査により状況を把握するとともに、必要に応じて環境保全措置の検討を行います。</p> <p>事業の実施に当たっては、上記の検討と合わせて、引き続き専門家のご助言を踏まえながら、適切な事業となるよう検討します。</p>
2	<p>(2)鳥類調査の方法について</p> <p>方法書第3章の動植物生息状況で、選定した重要種として14目31科80種の鳥類が挙げられている。重要種はもちろん、それ以外の一般種の生息状況を適切に把握した上で、予測される影響を回避・低減できるよう、質、量とも十分な調査を実施するため、調査方法の再検討が必要である。</p> <p>一般鳥類について、定点センサス9地点で4~6月、7~8月、9~10月、11~2月に3回/季に観察をすとしてしているが、実施日または</p>	<p>方法書に記載のとおり、現地調査では一般鳥類の生息状況についても対象としています。また、渡り鳥については、一般鳥類調査とは別に1回当たり3日間の調査を春及び秋に各3回実施するほか、船舶レーダーを用いた調査を実施することで、渡りの状況把握に努めます。その他、具体的な調査時期等については、前月の確認状況や、気象概況も踏まえながら、適切な設定となるように努めたうえで、調査実施日を準備書に記載します。また、ご指摘いただいた視野図や帯状プロット区域の位置に</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>期間の記載がない。特に5月は繁殖期と渡り期が重なる時期でもあるので、3日以上調査を月に2回以上行う必要がある。</p> <p>希少猛禽類については、定点14か所で、「繁殖期、非繁殖期の各月1回、3日間程度。繁殖期は2営巣期を含む期間とする。」としているが、具体的な実施時期の記載がない。さらに、希少猛禽類や渡り鳥の調査のためには、観察地点からの視野を示す視野図を作成し、観察地点からの視野が重なり計画地全体を網羅する調査を実施し評価すべきである。</p> <p>渡り鳥の調査については、定点5か所で定点観察法を用い、計画地に南北100m×500mの帯状プロット区域を設け、通過個体をカウントすると記載されているが、設定区域の位置を具体的に示す必要がある。地形等によっても渡りルートが位置が影響されるためである。渡り鳥の渡来時期や個体数は年変動があり、1シーズンの調査のみで計画地での渡りのピークを把握することが難しいので、春と秋の渡り時期に3～5日間の連続調査を2年間程度実施する必要がある。小鳥類の渡りは夜間にも行われるので、目視や鳴き声を中心とした調査では不十分であり、今回実施予定のレーダー調査等を活用し、渡りの状況を詳細に把握することを要望する。</p>	<p>については、準備書に記載します。また、渡り鳥は場としての影響の予測及び評価を主たる目的としていることから、ピーク時の個体数ではなく、渡りの飛翔ルートの把握に努めます。</p>
3	<p>(3)飛翔性動物の死骸調査と事後調査について</p> <p>貴社の方法書によると、既存風車33基について飛翔性動物の死骸調査を1年間各月2回実施すると記載している。貴社の風車(郡山布引高原風力発電所)の事後調査で鳥類のバードストライクをはじめ、多数のコウモリ類のバットストライクが報告されている。バードストライクやバットストライク等で発生した死骸は、動物などによる餌となるため、発見が難しいと言われていることから、調査の頻度を1～2回/週と多くすべきである。貴社の過去の調査では3回/週まで実施している。調査の期間は、渡り鳥の数の年間変動もあるので、1年間では短く2年間は必要である。従って、事後調査を再度実施し、得られた調査結果を踏まえ、生物保護及び生物多様性の保全の観点から予測・評価を行い、事業の縮小や見直しを含む生物への影響の回避あるいは低減策を検討し実施することが望ましい。</p>	<p>バットストライクやバードストライクによる死骸をすべて把握することは技術的にも難しいものと認識しております。このため、まずは通年での調査を実施し、バットストライクやバードストライクの発生概況を把握し、必要に応じて調査結果の補正を行うことにより、適切に事業による影響を把握できるように努めます。また、この結果を踏まえて、適切な事業となる様、環境保全措置を検討します。</p>
4	<p>(4)累積的環境影響評価の実施の必要性について</p> <p>貴社の計画地の周辺地域に多数の風車が稼働及び計画されている。背炙山地区の南北の尾根上に既設の風車(会津若松ウインドファーム/コスモエコパワー/2,000kW×8基)と大規模な増設計画(コスモエコパワー/3,200～4,200kW×30～40基)があり、貴社の計画地から2kmと近い位置にある。また、上記の既設の会津若松ウインドファームの南北に「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業(クリーンエナジー合同会社)」と「(仮称)会津若松みなと風力発電事業(イメージワ</p>	<p>本事業は、既設発電所と同一の区域において風力発電機の建替えを行うリプレース事業ですが、周辺に計画されている複数の事業について、ご指摘のとおり累積的な環境影響が生じる可能性が考えられることから、適切な環境影響評価が実施できる様、海外事例等を含めて、引き続き情報の収集に努めます。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>ン)」といった建設計画中の風車がある。計画地の南に2か所（天栄風力発電所/4基、羽鳥平和郷風力発電所/2基）あり、東には計画中心〔（仮称）三森峠風力発電事業/3,000～3,600kW×14基〕の事業がある。背炙山地区の南北の尾根沿いに大規模風車が並び、貴社の計画地の布引山に隣接する形となっている。これらすべてが、猪苗代湖西岸から南岸及び東岸の山の尾根上に並び建つという状況が生まれようとしており、これらの事業者と調整や協力、または情報の共有を図りながら、累積的環境影響評価を実施した上で、計画地とその周辺地域における鳥類への影響の回避・低減策を講じなければ、限られた狭い地域に立ち並ぶ風車の存在やその設置工事により、生態系の破壊やバードストライク及び障壁影響を含む生息地放棄などの重大な影響が生じる可能性がある。方法書においては、第6章でクマタカやノスリを選定して、累積的影響評価をするとしているが、累積的影響評価に関する具体的な方針や考え方、評価手法等の記載がされておらず不十分な内容となっている。貴社は海外事例を参考にするなどして累積的影響の予測及び評価を行い、計画地の周辺に他事業が複数存在することにより生じる鳥類をはじめとした自然環境への重大かつ累積的に大きくなる影響を回避するための方針や方法を示すべきである。</p>	
5	<p>(5)生態系の保全について          計画地の一部は保安林で且つ周辺には会津山地緑の回廊が広がっている。この緑の回廊は奥羽山脈から三国山脈等に繋がる緑の回廊のネットワークの拠点となっており、生物多様性の保全を目的として設定されているものであることから、風車等の設置に伴う環境改変は避けるべきである。計画地及びその周辺には絶滅危惧IB類に指定されているクマタカが生息し、イヌワシの生息の可能性も高いところで、これらの鳥類は生態系の頂点に立ち、餌動物となる多くの野生生物を育む豊かな自然環境に支えられている。森林伐採や土地改変が行われると餌となるノウサギが減り、クマタカ等も減少することとなる。環境省や林野庁が推進する生物多様性の観点から極めて損失が大きいと考えられる。本事業については、中止も含め事業規模の大幅な見直しを要望する。</p>	<p>対象事業実施区域の設定に当たり、北側の水源かん養保安林は除外しました。また、既設発電所と同一の区域において風力発電機の建替えを行うリプレース事業とすることで、新たな土地改変や樹林の伐採について、可能な限り低減を図る予定です。          ただし、ご指摘のとおり対象事業実施区域の周囲には、緑の回廊等の重要な自然環境のまとまりの場が存在することから、調査、予測及び評価の結果を踏まえて、必要に応じた環境保全措置を検討します。</p>
6	<p>(6)景観について          貴社の既存の風車を含め猪苗代湖西岸から南岸及び東岸の山の尾根上に風車が多数並び建つという状況が生まれようとしており、計画地がある布引高原は猪苗代湖を通して南方に位置し、著名な観光地の磐梯山方面から良く見える。尾根上に人工物が立ち並ぶこととなり、自然景観や観光的価値が損なわれる。リプレース事業であるとは言え風車は既存のものよりも大型化するので、景観への影響を最小限に留めるために建設位置や規模の再検討</p>	<p>景観の調査地点のうち、日常的な視点場として設定した地点は、観光地以外の調査地点を設定しており、周辺の住民の方が普段目にされる風景の変化についても、予測の対象としています。また、予測に当たっては、フォトモンタージュを用いることで、分かりやすい説明となるように留意します。          本事業については、ご指摘のとおり尾根上に人工物が立ち並ぶとのご意見もございます。が、風力発電機の大型化に伴い基数は減少する計画であること、また、「風の高原まつり」</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>を求める。方法書では主要な観光地の眺望点からのみの風車の見え方の評価を記載しているが、市内の住民からの見え方も考慮すべきである。見え方については視度角で比較する手法を記載しているが、風車は回転体であり視認性は高く、視度角で比較するという手法の妥当性も検討すべきである。また、住民や市民に対し、分かり易い説明をし、広く意見を求めるべきである。</p>	<p>が例年開催されるなど、風力発電機そのものが景観資源として活用されている側面もあることから、引き続き皆さまのご意見を踏まえ、景観の側面からも適切な事業となるように努めます。</p>
7	<p>(7)アセス図書の縦覧方法について 貴社が作成した方法書は、配慮書を含めてこれらのアセス図書がダウンロードや印刷ができないのは、著作権者の貴社の方針によるものと考えます。しかし、パソコン上にダウンロードおよび印刷できないことは非常に不便であることから、貴社は利用者から申請があればダウンロードおよび印刷可能にすべきである。また、意見書の提出期限まで、利用者の利便性のために、インターネットで閲覧できるようにしていただきたい。</p>	<p>当該方法書が当社の財産・著作物であることや、当社以外が作成した地図等を含むことから、無断複製等の著作権に関する問題が生じることがないように留意する必要があると考えています。従って、当該図書をインターネット等で際限なく開示することは、現時点では差し控えています。ご指摘のようなご要望があることを踏まえ、情報公開の手法等について、引き続き検討してまいります。</p>
8	<p>■1.意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者（株式会社ジェイウインド）及び委託先（アジア航測株式会社）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、『事業者側に都合のよい意見だけを列挙する』ことが可能となる。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容については、『すべてコウモリ類に関する意見』であり、意見の順序は作者が意図したものである。よって、いかなる理由があろうとも『順番を並び替えること』も認めない。</p>	<p>環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地からいただいたご意見は、環境影響評価法第14条では「意見の概要」を整理することとされていますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。また、そのほかのご意見についても、可能な限り全文を記載するようにしました。</p>
9	<p>■2.事業者及び委託先（アジア航測）の図書は信用できない 事業者及び委託先は「(仮称)上ノ国第二風力発電事業評価書」において、調査で確認されたコヤマコウモリ死体（鳥獣保護法の希少動物・環境レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類）を準備書では不明種として公表し、一般・知事・大臣意見を聴取する手続きがない評価書でコヤマコウモリと明らかにした。国内のコウモリ類では同定の検索表が整理されており、標本があれば同定可能である。そのため準備書段階の未同定はあり得ない。 このように法手続きに対する事業者の姿勢が疑われるようなことがあると、住民等としては事業に厳しい姿勢を持たざるを得ない。事業者及び委託先（アジア航測株式会社）は環境保全上の一般意見に対して、『コピペ』や『論点のすり替え』、『意見の並び替え』を多用する不誠実な対応が目立ち、強い不信感を抱いている。</p>	<p>上ノ国第二風力発電事業で確認されたコヤマコウモリについては、死骸発見当時は北海道内に記録の無い種であったことから、同定に慎重を期し、ヒナコウモリ科の一種として準備書に記載しました。評価書の作成に当たっては、その後北海道内にも生息が知られ、当該種であることが確認できたため、コヤマコウモリとして記載しました。 結果として疑いを招く事態となってしまったことは大変残念ではありますが、科学的知見に照らし、今後も適切な環境影響評価の実施に努めます。</p>
10	<p>■3.事業者及び委託先（アジア航測）の図書は信用できない2 事業者及び委託先は「(仮称)上ノ国第二風</p>	<p>結果として疑いを招く事態となってしまったことは大変残念ではありますが、科学的知見に照らし、今後も適切な環境影響評価の実</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>力発電事業評価書」において、調査で確認されたコヤマコウモリ死体（鳥獣保護法の希少動物・環境レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類）を準備書では不明種として公表し、一般・知事・大臣意見を聴取する手続きがない評価書でコヤマコウモリと明らかにした。国内のコウモリ類では同定の検索表が整理されており、標本があれば同定可能である。そのため準備書段階の未同定はあり得ない。</p> <p>これに対して事業者は、「死骸発見当時は北海道内に記録のない種であったことから、同定に慎重を期し、ヒナコウモリ科の一種として準備書に記載しました。評価書の作成に当たっては、その後北海道内にも生息が知られ、当該種であることが確認できたためコヤマコウモリと記載しました」と述べている。</p> <p>事業者は『同定に慎重を期する』と主張するが、それほど『慎重』ならばなぜ『種名が確定してから』準備書を作成しなかったのか。DNAでコウモリ類の種同定を行い、準備書を作成する事業者もいるにもかかわらずだ。事業者側が風発で死んでいた複数個体が『絶滅危惧Ⅰ類であるコヤマコウモリ』の可能性あることを認識したからこそ、『慎重を期して種名を隠ぺいした』のであろう。</p> <p>このように法手続きに対する事業者の姿勢が疑われるようなことがあると、住民等としては事業に厳しい姿勢を持たざるを得ない。</p> <p>事業者及び委託先（アジア航測株式会社）は環境保全上の一般意見に対して、『コピペ』や『論点のすり替え』、『意見の並び替え』を多用する不誠実な対応が目立ち、強い不信感を抱いている。</p>	<p>施に努めます。</p>
11	<p>■4.事業者及び委託先（アジア航測）の図書は信用できない3</p> <p>事業者及び委託先は「(仮称)上ノ国第二風力発電事業評価書」において、調査で確認されたコヤマコウモリ死体（鳥獣保護法の希少動物・環境レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類）を準備書では不明種として公表し、一般・知事・大臣意見を聴取する手続きがない評価書でコヤマコウモリと明らかにした。国内のコウモリ類では同定の検索表が整理されており、標本があれば同定可能である。このような法手続きに対する事業者の姿勢が疑われるようなことがあると、住民等としては事業に厳しい姿勢を持たざるを得ない。</p> <p>本事業においては、既設風力発電機について、『平成19年に33個体（ヒナコウモリ23個体、ヤマコウモリ6個体、ユビナガコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体）の死骸が確認された』のにもかかわらず、配慮書及び方法書には、そのことに一切触れていない。『住民から質問があって、死骸のあった事実を明らかにする』程度だ。</p> <p>事業者及びその委託先は『慎重を期して既設風発のバットストライクを隠ぺいする』つもりなのか。</p>	<p>結果として疑いを招く事態となってしまったことは大変残念ではありますが、科学的知見に照らし、今後も適切な環境影響評価の実施に努めます。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
12	<p>■5.コウモリ類の保全措置について</p> <p>2020年に出版された『最新』の文献によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と並行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。</p> <p>事業者は「施設の稼働に伴うバットストライクによる影響が生じる可能性がある」と予測したが、「バットストライクが生じる可能性がある」ならば、「今後の現地調査結果を踏まえ、カットイン風速を上げること及びフェザリングを検討する」と、明記して頂きたい。</p> <p>※「コウモリ学 適応と進化」 p229（2020年8月、船越公威）</p>	<p>環境保全措置は予測結果に基づく環境影響の程度に応じて検討するものです。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、いただいたご意見も参考に、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討します。</p>
13	<p>■6.既設風力発電機の33個体のバットストライクについて1</p> <p>P328 既設風力発電機について、『平成19年5月1日から10月31日まで、1週間に3回の頻度で死骸探索を行っており、その結果33個体のバットストライクが確認された（ヒナコウモリ23個体、ヤマコウモリ6個体、ユビナガコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体）』とある。</p> <p>①事業者は、上記の事後調査の結果を踏まえて、コウモリ類について追加の保全措置を何か実施したのか。</p> <p>②①追加の保全措置を実施していない場合、既設風力発電所（郡山布引高原風力発電所）においてコウモリの『保全措置を実施しなくてもよい』と判断した科学的根拠を述べよ。</p>	<p>本調査結果における推定衝突数は、環境省の「平成20年度風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書」に記載の既設4地点の死骸調査と同等の値であったことから、本事業の実施による鳥類衝突への影響は大きなものではないと評価しました。</p>
14	<p>■7.既設風力発電機の33個体のバットストライクについて2</p> <p>P328 既設風力発電機について、『平成19年5月1日から10月31日まで、1週間に3回の頻度で死骸探索を行っており、その結果33個体のバットストライクが確認された（ヒナコウモリ23個体、ヤマコウモリ6個体、ユビナガコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体）』とある。</p> <p>しかし、事業者は事後調査の結果を踏まえず、コウモリ類について追加の保全措置を何も実施していない。</p> <p>①事業者はP328「実行可能な範囲で保全措置をする」と記載しているが、「事業者にとって実行可能な範囲」とは、『金銭的負担が一切ない措置』という意味か？</p> <p>②①は、事業者はコウモリ類に対して、ともに保全措置をする気がないということか。</p> <p>③国内でバットストライクは大量に発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が『実行可能な追加的保全措置をこれまで何も実施していない理由』を述べよ。</p> <p>※45個体（4種、1～32個体）、2015、07ま</p>	<p>具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、専門家のご助言をいただきながら事業者の実行可能な範囲内で適切に検討します。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>で調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22 (1)、9-11,2017)</p> <p>※ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体 合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成 22 年 6 月、株式会社ジェイウインド) 福島県</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌 (11)、2018) 静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種(フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ) 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価書」(令和 2 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査 報告書」(令和 2 年 10 月コスモエコパワー株式会社) 岩手県</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体「(仮称)新むつ小川原ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県</p> <p>※ヒナコウモリ 1 個体「(仮称)新岩屋ウィンドパーク事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県</p>	

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>※ヒナコウモリ科の一種 2 個体「ユーラス大豊ウインドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 年 5 月、合同会社ユーラス大豊風力) 高知県</p> <p>※ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「瀧上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(公開版)」(令和 3 年 3 月、株式会社A-WINDENERGY) 秋田県</p> <p>※クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 4 個体「せたな大里ウインドファーム 環境影響評価報告書」(2021 年 8 月、株式会社ジェイウインドせたな) 北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 年 8 月、掛川風力開発株式会社) 静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和 3 年 10 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 宮城県</p> <p>※ヒナコウモリ科 1 個体「(仮称) 八竜風力発電所更新事業に係る環境影響評価準備書」(令和 3 年 10 月、株式会社エムウインズ八竜) 秋田県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体「JRE 酒田風力発電所更新計画 環境影響評価準備書」(2022 年 1 月、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社) 山形県</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」(2022 年 2 月、幌延風力発電株式会社) 北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 17 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、合計 25 個体「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書 [公開版]」(令和 4 年 2 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 42 個体、ヤマコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 2 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 58 個体「ユーラス由利高原ウインドファーム環境影響評価報告書 [公開版]」(令和 4 年 2 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県</p>	
15	<p>■8.既設風力発電機の 33 個体のバットストライクについて 3</p> <p>P328 既設風力発電機について、平成 19 年 5 月 1 日から 10 月 31 日まで、1 週間に 3 回の頻度で死骸探索を行っており、その結果 33 個体のバットストライクが確認された(ヒナコウモリ 23 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体)とある。そこで本方法書 P269 を改めてみると、コウモリ類の死骸確認調査はたったの『月 2 回』である。</p> <p>①住民意見で、コウモリ類の死骸は 3 日程</p>	<p>ご指摘いただきました調査方法につきましては、専門家のご助言をいただきながら、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討します。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>度で消失すると指摘しているとおおり、月 2 回の調査では、発見される前にコウモリの死骸の多くはスカベンジャーに捕食され、消失してしまう。</p> <p>②既設風車で平成 19 年に行った死骸探索調査の努力量(1 週間に 3 回)と、今回の委託先(アジア航測)の調査努力量(月 2 回)が異なるので、仮に今回コウモリの死骸が見つかったとしても平成 19 年の結果と比較はできない。</p> <p>③①②より、コウモリ類については、既設風車の事後調査と同じ努力量(5 月 1 日から 10 月 31 日まで、1 週間に 3 回の頻度)で死骸確認調査をしていただきたい。</p>	
16	<p>■9.本事業で採用する予定の風力発電機について、以下の疑問があるので回答いただきたい</p> <p>理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。</p> <p>①カットイン風速(発電を開始する風速)時の回転毎分(rpm)を述べよ。</p> <p>②『遊転状態』の回転毎分(rpm)を述べよ。</p> <p>③『遊転状態』の回転毎分(rpm)は、2rpm 以下で回転し続けるように、フェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)ができるのか？</p> <p>④風力発電機は、SCADA(Supervisory Control And Data Acquisition)システムにより制御するのか？</p> <p>⑤本事業の SCADA システムは、指定された時間内に指定された風速より低い風力発電機のみを、一時停止またはフェザリングできるのか？</p>	<p>風力発電機の機種が確定しておらず、現時点で詳細な仕様について、お示しすることはできません。ただし、カットイン風速未満であるときにフェザリングを行う(完全に止めることは出来ないが木の枝のようにゆっくりと動く)ことは多くのメーカーで導入されていると考えております。</p>
17	<p>■10.「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と考えている場合は、環境影響評価法第十一条第 2 項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>方法書以降の手續きに関するご意見については、方法書審査の結果を踏まえ、適切に対応します。</p>
18	<p>■11.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、にな</p>	<p>現在は方法書手續き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。</p> <p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	っているからだ。	
19	<p>■12.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。</p> <p>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</p> <p>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのため調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</p>	<p>方法書以降の手續きに関するご意見については、方法書審査の結果を踏まえ、適切に対応します。</p>
20	<p>■13.環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」</p> <p>上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「試運転開始日から」実施して頂きたい。</p>	<p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
21	<p>■14.環境保全措置の実施時期について</p> <p>環境保全措置について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、すでに保全措置を行った事業者もいる※環境保全措置は安全側にとるべきである。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思うが、これについて、事業者の見解を述べて頂きたい。</p> <p>※「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書【公開版】」（令和4年2月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス）</p> <p>※「ユーラス由利高原ウインドファーム環境影響評価報告書【公開版】」（令和4年2月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス）</p>	<p>現在は方法書手續き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。</p> <p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
22	<p>■15.コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>上記について「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少なからうが、「適切</p>	<p>現在は方法書手續き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。</p> <p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	な保全措置の実施」は十分可能である。	保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
23	<p>■16.コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に事業者が「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自社の企業倫理及び法的根拠を必ず述べて頂きたい。</p>	<p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
24	<p>■17.コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること3</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はないことを先に指摘しておく。</p>	<p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
25	<p>■18.コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること4</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では2007年よりバットストライクが確認されており（「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」（平成22年、株式会社ジェイウインド）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。</p>	<p>現在は方法書手続き中であり、環境保全措置の検討を行う段階にはありません。</p> <p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。</p>
26	<p>■19.「事後調査」は信用できない1</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p> <p>①～④の理由から、「事後調査」は信用でき</p>	<p>事後調査の具体的な内容については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討します。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	ない。	
27	<p>■20.「事後調査」は信用できない2</p> <p>①事業者は、平成19年に実施した事後調査においてコウモリ類の死骸を33個体確認した※。</p> <p>②上記にかかわらず、事業者はコウモリ類について追加的保全措置を何も実施していない。</p> <p>以上の理由から本事業者が行う「事後調査」は信用できない。</p> <p>※「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成22年6月、株式会社ジェイウインド)</p>	<p>事後調査の具体的な内容については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討します。</p>
28	<p>■21.「事後調査」は信用できない3</p> <p>①事業者は、2021年に実施した事後調査においてコウモリ類の死骸を4個体確認した※。</p> <p>②上記は月2回の調査であり、調査間隔は概ね14日間であった。</p> <p>③①はスカベンジャーによる死骸の持ち去り、踏査不能エリアの存在、調査員の見落としを考慮していないため過小評価となる。つまり実際の死骸数はそれより多い。</p> <p>④③にかかわらず、事業者はコウモリ類について、追加的保全措置を何も実施していない。</p> <p>以上の理由から本事業者が行う「事後調査」は信用できない。</p> <p>※クロオアブラコウモリ1個体、ヒナコウモリ3個体 合計4個体「せたな大里ウインドファーム 環境影響評価報告書」(2021年8月、株式会社ジェイウインドせたな、委託先アジア航測株式会社)</p>	<p>事後調査の具体的な内容については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討します。</p>
29	<p>■22.「事後調査」は信用できない4</p> <p>①事業者は、平成28、29年に実施した事後調査においてコウモリ類の死骸を3個体確認した※。</p> <p>②①は基本的に月2回の調査であり、調査間隔は概ね14日間であった。</p> <p>③①コウモリ類の死骸が見つかったのはすべて9月であり、9月は特別に月4回の調査を行い調査間隔は概ね7日間であった。</p> <p>④①はスカベンジャーによる死骸の持ち去り、踏査不能エリアの存在、調査員の見落としを考慮していないため過小評価となる。つまり実際の死骸数はそれより多い。</p> <p>⑤②③④にかかわらず、事業者はコウモリ類について「影響は小さい」と主観で評価し、追加的保全措置を何も実施していない。</p> <p>以上の理由から本事業者が行う「事後調査」は信用できない。</p> <p>※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30年10月、株式会社ジェイウインド、委託先アジア航測株式会社) p327.</p>	<p>事後調査の具体的な内容については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討します。</p>
30	<p>本事業は2007年より運転を開始した「郡山布引高原風力発電所」の設備更新に併せ、既設機器を大きく上回る発電機への機能向上並びに効率的な事業運営を目的に計画されたもの</p>	<p>本事業は、既設風力発電機の更新に伴い、風力発電機は大型化しますが、基数は減少します。また、既設発電所と同一の区域において風力発電機の建替えを行うリプレース事業とす</p>

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	<p>と推察されますが、想定される風力発電機は既設発電機の最大 1.37 倍ほどの規模となり、景観、騒音さらには、鳥類に対する重大な影響が危惧されます。また、周辺地域においても、新設や増設等の事業が計画されており、本地域への深刻な累積的影響が想定されるところです。他方、既設事業は遊休農地の活用や観光面での貢献等、地域から一定の評価があり、事業の継続を否定するものではありませんが、事業の推進に当たっては、これまでの建設・稼働時に顕在化した各種環境影響を極限的に低減することが望まれます。具体的には発電機仕様または基数の決定においては、事後調査データや運用段階における意見や問題点を明らかにし、判断いただきたい。特に猛禽類への影響については、ブレード長が最大 1.47 倍となることから、的確かつ詳細な飛翔実態の把握が不可欠であり、調査方法や調査回数については、最新機器の活用を含め、最新の知見に基づき実施することを求めます。また各種規制法とのバランスを考慮し、事業区域に一部含まれる「鳥獣保護区」は事業対象区域から除外いただきたい。</p> <p>最後に再生可能エネルギーの推進は地球温暖化防止とエネルギー安全保障という地球的課題を希求することを前提に国家目標とし推進されておりますが、20 年程度の運用での機器更新は発電施設の製造から建設、運転時に発生する CO2 の増加や資源の枯渇を招くことのないよう長期的展望に基づく事業展開を要望いたします。</p>	<p>ることで、新たな土地改変や樹林の伐採について、可能な限り低減を図る予定です。</p> <p>また、いただいたご意見も参考に、今後実施する調査、予測及び評価の結果等を踏まえ、必要に応じた環境保全措置を検討します。</p> <p>また、ご指摘のとおり、現状の風力発電機の耐用年数は 20 年程度ですが、建設から解体、燃料の調達等を含めたライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量においても、火力発電と比較して非常に低い水準であることが報告されています。</p> <p>(「日本における発電技術のライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量総合評価」(2016 年、今村栄一・井内正直・坂東茂))</p>

日刊新聞紙における公告等

福島民報 (令和4年1月27日 朝刊25面)

**環境影響評価方法書縦覧及び住民説明会の開催について(公告)**

環境影響評価法に基づき、(仮称)新郡山市引高原風力発電所環境影響評価方法書(以下、方法書)を次の通り縦覧します。また、同法に基づき説明会を開催します。

■事業者の名称 株式会社ジェイウインド  
 代表者 代表取締役社長 森本 成  
 所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号  
 ■対象事業の名称(対象事業の種類、発電設備出力)  
 (仮称)新郡山市引高原風力発電所  
 (風力発電(陸上) 最大65,980kw)  
 ■対象事業実施区域  
 福島県郡山市湖南町赤津字西岐周辺  
 ■環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
 福島県郡山市、会津若松市、岩瀬郡天栄村  
 ■方法書の縦覧  
 縦覧場所…福島県庁生活環境部環境共生課、郡山市役所環境部環境政策課、郡山市湖南行政センター、会津若松市役所環境生活課、会津若松市庶民センター、天栄村役場  
 縦覧期間…令和4年1月27日(木)から令和4年2月28日(月)まで  
 縦覧時間…開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで  
 (各施設の開庁日・時間に準ずる)  
 電子縦覧: <https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催について  
 令和4年2月25日(金)午後6時30分～午後8時  
 天栄村 大平集会所  
 令和4年2月26日(土)午前10時30分～午後0時  
 郡山市 湖南公民館  
 令和4年2月26日(土)午後3時30分～午後5時  
 会津若松市 湊公民館  
 新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、予定を変更する場合は右記の電子縦覧URLに掲載します。

■意見書の提出  
 方法書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面(日本語)により提出することができます。  
 提出方法…氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からの意見及び意見の理由を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所にて設置された意見箱への投函によりご提出下さい。

■提出期限…令和4年3月14日(月)※当日消印有効  
 意見書の郵送先及びお問い合わせ先  
 株式会社ジェイウインド  
 〒100-4181 東京都中央区銀座六丁目15番1号  
 (電源開発株式会社内)  
 TEL03-35546-9600 担当…長野、大谷

福島民友新聞 (令和4年1月27日 朝刊21面)

**環境影響評価方法書縦覧及び住民説明会の開催について(公告)**

環境影響評価法に基づき、(仮称)新郡山市引高原風力発電所環境影響評価方法書(以下、方法書)を次の通り縦覧します。また、同法に基づき説明会を開催します。

■事業者の名称 株式会社ジェイウインド  
 代表者 代表取締役社長 森本 成  
 所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号  
 ■対象事業の名称(対象事業の種類、発電設備出力)  
 (仮称)新郡山市引高原風力発電所  
 (風力発電(陸上) 最大65,980kw)  
 ■対象事業実施区域  
 福島県郡山市湖南町赤津字西岐周辺  
 ■環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
 福島県郡山市、会津若松市、岩瀬郡天栄村  
 ■方法書の縦覧  
 縦覧場所…福島県庁生活環境部環境共生課、郡山市役所環境部環境政策課、郡山市湖南行政センター、会津若松市役所環境生活課、会津若松市庶民センター、天栄村役場  
 縦覧期間…令和4年1月27日(木)から令和4年2月28日(月)まで  
 縦覧時間…開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで  
 (各施設の開庁日・時間に準ずる)  
 電子縦覧: <https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催について  
 令和4年2月25日(金)午後6時30分～午後8時  
 天栄村 大平集会所  
 令和4年2月26日(土)午前10時30分～正午  
 郡山市 湖南公民館  
 令和4年2月26日(土)午後3時30分～午後5時  
 会津若松市 湊公民館  
 新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、予定を変更する場合は、右記の電子縦覧URLに掲載します。

■意見書の提出  
 方法書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面(日本語)により提出することができます。  
 提出方法…氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からの意見及び意見の理由を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所に設置された意見箱への投函によりご提出下さい。

■提出期限…令和4年3月14日(月)※当日消印有効  
 意見書の郵送先及びお問い合わせ先  
 株式会社ジェイウインド  
 〒100-4181 東京都中央区銀座六丁目15番1号  
 (電源開発株式会社内)  
 TEL03-35546-9600 担当…長野、大谷



## 風力発電事業に係る環境影響評価手続き (仮称) 新郡山布引高原風力発電所

### 〔(仮称)新郡山布引高原風力発電所 環境影響評価方法書(以下、「方法書」)〕

方法書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。

なお、印刷及びダウンロードはできません。

- [「\(仮称\)新郡山布引高原風力発電所 環境影響評価方法書」の届出・送付及び公告・縦覧について](#)

- [表紙・目次](#)

- [第1章](#)

- [第2章](#)

- [第3章](#)

- [第4章](#)

- [第5章](#)

- [第6章](#)

- [第7章](#)

- [第8章](#)

- [資料編](#)

- [要約書](#)

- [ご意見記入用紙](#)

### 〔(仮称)新郡山布引高原風力発電所 計画段階環境配慮書(以下、「配慮書」)〕

配慮書及び要約書の縦覧は2021年8月10日に終了しました。

### お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 企画・技術室

TEL : 03-3546-9600 (平日9時~17時)

## 福島県ホームページにおけるお知らせ (1/3)

[ホーム](#) > [分類できがす > くらし・環境 > 自然・環境 > 環境保全対策 > 環境影響評価実施案件 > \(仮称\) 新郡山布引高原風力発電所](#)

**(仮称) 新郡山布引高原風力発電所**

[トップページへ戻る](#) 掲載日：2022年1月27日更新

## 〈更新情報〉

令和4年1月27日：環境影響評価法に基づく縦覧手続きが開始されました。

- ・縦覧期間：令和4年1月27日から令和4年2月28日まで
- ・意見書の提出期間：令和4年1月27日から令和4年3月14日まで
- ・縦覧資料の設置場所：下表のとおり。
- ・説明会の開催について：下表のとおり。なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、説明会の予定を変更する場合、下記URLに掲載します。
- ・事業者Webサイト：<https://www.ipower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>
- ・本事業のお問い合わせ先：

株式会社ジェイウインド（電源開発株式会社内）

〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

電話番号：03-3546-9600

事業の名称	(仮称) 新郡山布引高原風力発電所			
事業者	株式会社ジェイウインド			
事業の種類	風力発電所の設置の工事の事業			
事業の実施区域	福島県 郡山市湖南町赤津字西岐 他			
事業の規模	出力	65,980キロワット		
関係地域(※)	郡山市、会津若松市、天栄村			
配属費	公告日	令和3年7月9日		
	縦覧期間	令和3年7月9日から8月10日まで		
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課、郡山市役所環境部環境政策課、郡山市湖南行政センター、会津若松市役所環境生活課、会津若松市浜市區センター、天栄村役場		
	意見書提出期間	令和3年7月9日から8月10日まで		
	福島県環境影響評価委員会	開催日	-	
	知事意見	通知日	令和3年9月14日本文 [PDFファイル/310KB]	
方法費	公告日	令和4年1月27日		
	縦覧期間	令和4年1月27日から令和4年2月28日まで		
	意見書提出期間	令和4年1月27日から令和4年3月14日まで		

福島県ホームページにおけるお知らせ (2/3)

		福島県庁 生活環境部 環境共生課
掲載場所		郡山市役所 環境部 環境政策課、郡山市 湖商行政センター 会津若松市役所 環境生活課、会津若松市 湊市民センター 天栄村役場
	日時	1：令和4年2月25日（金）午後6時30分～午後8時 2：令和4年2月26日（土）午前10時30分～正午 3：令和4年2月26日（土）午後3時30分～午後5時
説明会の開催	場所	1：天栄村 大平集会所 2：郡山市 湖南公民館 3：会津若松市 湊公民館
意見数		
福島県環境影響評価委員会	開催日	
知事意見	通知日	
公告日		
掲載期間		
意見書提出期間		
掲載場所		
準備費	説明会の開催	
	意見数	
	公聴会の開催	
	福島県環境影響評価委員会	開催日
	知事意見	
	公告日	
準備費	掲載期間	
	掲載場所	

福島県ホームページにおけるお知らせ (3/3)

工事着手の届出

工事完了の届出

事後調査報告書  
 公表日  
 縦覧期間

対象事業の中止等

備考

(※) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

このページに関するお問い合わせ先

環境共生課 環境影響評価担当  
 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 Tel : 024-521-7250 Fax : 024-521-7927 [電子メールでのお問い合わせはこちら](#)

## 会津若松市ホームページにおけるお知らせ (1/2)

株式会社ジェイウインドによる「(仮称)新郡山布引高原風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧について | 会津若松市

[本文へ移動](#)[Living Information](#) | [Translation English](#) | [体中文](#) | [繁體中文](#) | [社説 Jnu](#) | [日本語](#)| [文字サイズ](#) | [標準](#) | [特大](#) | [背景色黒](#) | [白](#) | [ふりがな](#) | [よみあげる](#) | [サイト内検索](#)

会津若松市

1. [TOP](#)2. [組織](#)3. [環境生活課](#)1. [TOP](#)2. [分野](#)3. [算集\(環境\)](#) | [政策分野②](#) | [低炭素・循環型社会](#)1. [TOP](#)2. [属性](#)3. [市民・事業者の方へ](#)**株式会社ジェイウインドによる「(仮称)新郡山布引高原風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧について**

2022年1月24日

郡山市湖南町において風力発電事業を計画している株式会社ジェイウインドより、環境影響評価法の規定に基づき、「(仮称)新郡山布引高原風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧を以下のとおり実施する旨通知がありましたので、お知らせいたします。

**縦覧について****縦覧書類**

「(仮称)新郡山布引高原風力発電事業環境影響評価方法書」および「同要約書」

**縦覧場所**

環境生活課(栄町第二庁舎)

湊市民センター

**縦覧期間および縦覧時間**

環境生活課、湊市民センター

令和4年1月27日(木)から令和4年2月28日(月)まで(土・日・祝祭日等の閉庁日を除く)

午前8時30分から午後5時15分まで

**閲覧用紙の記入**

閲覧した場合は、意見の有無にかかわらず、縦覧場所に備え付けの記入用紙に住所、氏名を記入し、意見書箱に投函

**意見書の受付**

環境保全の見地から意見を提出する場合は、縦覧場所に備え付けの記入用紙に意見を記載して、備え付けの意見書箱に投函するか、下記宛先まで郵送

**意見書受付期間および意見書箱設置期間**

令和4年1月27日(木)から令和4年3月14日(月)まで

**意見書の宛先**

〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号(電源開発株式会社内)

株式会社ジェイウインド

令和4年3月14日(月)までの消印有効

**縦覧についてのお問い合わせ先**

株式会社ジェイウインド(担当:長野、大谷)

電話番号:03-3546-9600(代表)※午前9時から午後5時まで受付※土・日・祝は除く

会津若松市ホームページにおけるお知らせ (2/2)

株式会社ジェイウインドによる「(仮称) 新郡山市引高線風力発電事業環境影響評価方法書」の掲載について | 会津若松市

環境影響評価法・福島県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントについて

- [環境省「環境影響評価情報支援ネットワーク」](#)【外部サイト】
- [福島県「環境影響評価\(環境アセスメント\)の概要」](#)【外部サイト】

このページに関するお問い合わせ

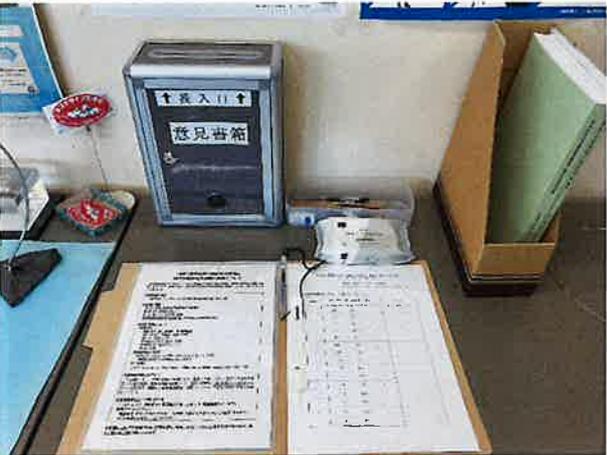
- 会津若松市役所 環境生活課
- 電話番号 : 0242-39-1221
- ファックス番号 : 0242-39-1420
- [メール](#)

[戻る](#)

[お問い合わせ先](#) | [よくあるお問い合わせ](#) | [このサイトについて](#) | [携帯サイト](#)

© Aizuwakamatsu City, All rights reserved.

縦覧状況

<p>福島県庁 生活環境部環境共生課</p> 	<p>郡山市役所 環境部環境政策課</p> 
<p>郡山市 湖南行政センター</p> 	<p>会津若松市役所 市民部環境生活課</p> 
<p>会津若松市 湊市民センター</p> 	<p>天栄村役場 産業課</p> 

縦覧状況

天栄村 大平集会所



郡山市 湖南公民館



会津若松市 湊公民館



